

## 市川市病児保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の規定に基づき本市が実施する同法第6条の3第13項に規定する病児保育事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、児童福祉法において使用する用語の例による。

### (病児保育事業の種類)

第3条 本市が実施する病児保育事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 病児対応型 児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院若しくは診療所（以下「病院等」という。）、保育所若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する類型
- (2) 病後児対応型 児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院等若しくは保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する類型
- (3) 体調不良児対応型 児童が保育中に微熱を出す等体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等及び小規模保育事業所における緊急的な対応を図るとともに、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る類型

### (事業の実施)

第4条 市長は、市内に施設を設置し病児保育事業（病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型のものに限る。）を実施する者（以下「病児保育事業実施者」という。）に対し補助金を交付することにより、又は当該者に事業を委託することにより病児保育事業を実施する。

2 病児保育事業実施者は、この要綱に定める基準、手続等により病児保育事

業を実施しなければならない。

(病児対応型事業の対象児童)

第5条 病児対応型事業の対象となる児童（以下「病児対象児童」という。）

は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有している乳児（生後56日を経過したものに限る。以下同じ。）若しくは幼児又は満9歳に達した日以後の3月31日までの児童。ただし、市内の保育所等に通所している場合は、この限りでない。
- (2) 当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭その他の事由により家庭で保育を行うことが困難であって病児対応型事業を行う者（以下「病児対応型事業実施者」という。）が保育を行う必要があると認める児童

(病児対応型事業の実施施設の基準等)

第6条 病児対応型事業を実施する施設（以下「病児対応型事業実施施設」という。）の基準は、保育所等若しくは病院等に付設された専用スペース又は病児保育事業のための専用施設であって、次に掲げる基準を満たすものであることとする。

- (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 前号の保育室の面積が、利用定員1人当たり1.98平方メートル以上であって、かつ、1室8平方メートルを下回っていないこと。
- (3) 第1号の観察室又は安静室の面積が1室あたり3.3平方メートル以上であること。
- (4) 調理室及び調乳室（保育所等又は病院等の調理室及び調乳室と兼用するものを含む。）を有すること。
- (5) 事故防止及び衛生面に配慮していること。
- (6) その他病児保育事業の実施に必要な設備が設置されていると市長が認めるものであること。

2 病児対応型事業実施施設に配置する職員の基準は、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を病児対応型事業を利用する児童（以下「病児利用児童」という。）おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児利用児童が安心して過ごすことができる環境を整えるために、保育士を病児利用児童おおむね3人につき1名以上配置し、かつ、当該看護師等及び保育士を原則として常駐することとする。ただし、病児利用児童が見込まれる場合に近接病院等から看護師等及び保育士が駆けつける等の迅速な対応ができる場合においては、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病児利用児童がいる時間帯 次のアからエまでに掲げる要件を満たし、病児利用児童の安心及び安全を確保できる体制を整えている場合にあっては、看護師等が常駐することを要しない。

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、病児利用児童の病状等の定期的な確認及び把握をした上で、適切な関わりとケアを行うこと。

イ 病児対応型事業実施施設が医療機関内に設置されている場合等、病児対応型事業実施施設と看護師等が病児対応型事業以外の業務に従事している場所とが近接していること。

ウ 看護師等が病児対応型事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児対応型事業実施施設に速やかに駆けつけることができる職員の配置が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 病児利用児童がいない時間帯 病児利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤して業務に従事する等、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されている場合にあっては、保育士及び看護師等が常駐することを要しない。

(病児対応型事業の利用定員)

第7条 病児対応型事業実施施設の利用定員は、児童2人以上とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(病児対応型事業の実施時間及び実施日)

第8条 病児対応型事業を実施する時間は、午前8時から午後6時までを原則として、市長が認める時間とする。

2 病児対応型事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日を原則として、市長が認める日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他病児対応型事業実施者が病児対応型事業を実施しない日として市長に届け出た日

3 病児対応型事業実施者は、前2項の規定にかかわらず、臨時に、病児対応型事業を実施する時間を変更し、及び実施しない日を設けることができる。

(病児対応型事業の実施者)

第9条 第5条から前条までに定めるところにより病児対応型事業を実施しようとする者は、市川市病児対応型事業実施申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書の添付書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該添付書類を添付する必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 定款その他事業を実施することができる旨が記された書類の写し

(2) 病児対応型事業実施施設の平面図の写し

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該提出を行った者に対し、市川市病児対応型事業実施者決定通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(病児対応型事業の利用の登録)

第10条 病児対応型事業を利用しようとする病児対象児童の保護者は、あら

かじめ、病児対応型事業実施者が定める利用登録票を当該病児対応型事業実施者に提出し、当該病児対応型事業実施者の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた保護者は、同項の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、病児対応型事業実施者が定める利用登録変更票を当該病児対応型事業実施者に提出しなければならない。

(病児対応型事業の利用の申請)

第11条 前条第1項の登録を受けた保護者は、病児対象児童に病児対応型事業を利用させようとするときは、あらかじめ、当該病児対象児童が回復期に至っていないことを医師に診断をさせ、市川市病児対応型兼病後児対応型事業利用申請書(様式第3号)を病児対応型事業実施者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合であると病児対応型事業実施者が認める場合は、事後に提出することができる。

- 2 前項の申請書の添付書類は、前項の診断の結果を記載した市川市病児対応型兼病後児対応型事業情報提供書(様式第4号)及び病児対応型事業実施者が必要と認める書類とする。ただし、病児対象児童が回復期にないことを病児対応型事業実施施設の医師が診断する場合にあっては、市川市病児対応型兼病後児対応型事業情報提供書(様式第4号)を添付することを要しない。

(病児対応型事業の利用の受入れ)

第12条 病児対応型事業実施者は、前条の規定による提出があったときは、当該提出をした保護者と協議の上、受入れの決定を行うものとする。

- 2 病児対応型事業実施者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の受入れの決定を拒むことができる。

- (1) 病児対応型事業実施施設の定員の上限に既に達し、又は達することが見込まれているとき。

- (2) その他病児対応型事業実施者が病児対象児童に病児対応型事業を実施することが困難であると認めるとき。

(病児対応型事業の費用の納付)

第13条 病児対応型事業を利用する児童の保護者は、病児対応型事業実施者がそれぞれ定める料金を当該病児対応型事業実施者に納付しなければならない。

2 病児対応型事業実施者は、市長と協議し、前項の料金を定めるものとする。

(病児対応型事業の月間利用実績報告)

第14条 病児対応型事業実施者は、1月ごとに、市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良児対応型事業月間利用実績報告書(様式第5号)に病児対応型事業を利用した児童の保護者が提出した市川市病児対応型兼病後児対応型事業利用申請書(様式第3号)及び市川市病児対応型兼病後児対応型事業情報提供書(様式第4号)を添えて翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(病児対応型事業における情報提供等)

第15条 病児対応型事業実施者は、病児対応型事業の利用の少ない日等において、地域の保育所等への感染症の流行状況、予防策等の情報提供又は巡回支援を実施することができる。

2 前項の規定による情報提供等を実施した病児対応型事業実施者は、市川市病児対応型事業情報提供等実績報告書(様式第6号)を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(病後児対応型事業の対象児童)

第16条 病後児対応型事業の対象となる児童(以下「病後児対象児童」という。)は次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本市に住所を有している乳児(生後56日を経過したものに限る。以下同じ。)若しくは幼児又は満9歳に達した日以後の3月31日までの児童。ただし、市内の保育所等に通所している場合は、この限りでない。

(2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭その他の事由により家庭で保育を行うことが困難であって病後児対応型事業を行う者(以下「病後児対応型事業実施者」

という。)が保育を行う必要があると認める児童

(病後児対応型事業の実施施設の基準等)

第17条 病後児対応型事業を実施する施設(以下「病後児対応型事業実施施設」という。)の基準は、保育所等若しくは病院等に付設された専用スペース又は病児保育事業のための専用施設であって、次にあげる基準を満たすものであることとする。

- (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 前号の保育室の面積が、利用定員1人当たり1.98平方メートル以上であって、かつ、1室8平方メートルを下回っていないこと。
- (3) 第1号の観察室又は安静室の面積が1室あたり3.3平方メートル以上であること。
- (4) 調理室及び調乳室(保育所等又は病院等の調理室及び調乳室と兼用するものを含む。)を有すること。
- (5) 事故防止及び衛生面に配慮していること。
- (6) その他病児保育事業の実施に必要な設備が設置されていると市長が認めるものであること。

2 病後児対応型事業実施施設に配置する職員の基準は、看護師等を病後児対応型事業を利用する児童(以下「病後児利用児童」という。)おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児利用児童が安心して過ごすことができる環境を整えるために、保育士を病後児利用児童おおむね3人につき1名以上配置し、かつ、当該看護師等及び保育士を原則として常駐することとする。ただし、病後児利用児童が見込まれる場合に近接病院等から看護師等及び保育士が駆けつける等の迅速な対応ができる場合においては、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病後児利用児童がいる時間帯 次のアからエまでに掲げる要件を満たし、病後児利用児童の安心及び安全を確保できる体制を整えている場合に

っては、看護師等が常駐することを要しない。

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、病後児利用児童の病状等の定期的な確認及び把握をした上で、適切な関わりとケアを行うこと。

イ 病後児対応型事業実施施設が医療機関内に設置されている場合等、病後児対応型事業実施施設と看護師等が病後児対応型事業以外の業務に従事している場所とが近接していること。

ウ 看護師等が病後児対応型事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病後児対応型事業実施施設に速やかに駆けつけることができる職員の配置が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 病後児利用児童がいない時間帯 病後児利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤して業務に従事する等、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されている場合にあっては、保育士及び看護師等が常駐することを要しない。

(病後児対応型事業の利用定員)

第18条 病後児対応型事業実施施設の利用定員は、児童2人以上とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(病後児対応型事業の実施時間及び実施日)

第19条 病後児対応型事業を実施する時間は、午前8時から午後6時までを原則として、市長が認める時間とする。

2 病後児対応型事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日を原則として、市長が認める日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他病後児対応型事業実施者が病児対応型事業を実施しない日として

市長に届け出た日

- 3 病後児対応型事業実施者は、前2項の規定にかかわらず、臨時に、病後児対応型事業を実施する時間を変更し、及び実施しない日を設けることができる。

(病後児対応型事業の実施者)

第20条 第18条から前条までに定めるところにより病後児対応型事業を実施しようとする者は、市川市病後児対応型事業実施申出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出書の添付書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該添付書類を添付する必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 定款その他病後児対応型事業を実施することができる旨が記された書類の写し

- (2) 病後児対応型事業実施施設の平面図の写し

- 3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該提出を行った者に対し、市川市病後児対応型事業実施者決定通知書(様式第8号)によりその結果を通知するものとする。

(病後児対応型事業の利用の登録)

第21条 病後児対応型事業を利用しようとする病後児対象児童の保護者は、あらかじめ、病後児対応型事業実施者が定める利用登録票を当該病後児対応型事業実施者に提出し、当該病後児対応型事業実施者の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた保護者は、同項の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、病後児対応型事業実施者が定める利用登録変更票を当該病後児対応型事業実施者に提出しなければならない。

(病後児対応型事業の利用の申請)

第22条 前条第1項の登録を受けた保護者は、病後児対象児童に病後児対応型事業を利用させようとするときは、あらかじめ、当該病後児対象児童が回復期であることを医師に診断をさせ、市川市病児対応型兼病後児対応型

事業利用申請書（様式第3号）を病後児対応型事業実施者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合であると病後児対応型事業実施者が認める場合は、事後に提出することができる。

2 前項の申請書の添付書類は、前項の診断の結果を記載した市川市病児対応型兼病後児対応型事業情報提供書（様式第4号）及び病後児対応型事業実施者が必要と認める書類とする。ただし、病後児対象児童が回復期であることを病後児対応型事業実施施設の医師が診断する場合にあっては、市川市病後児対応型事業情報提供書を添付することを要しない。

（病後児対応型事業の利用の受入れ）

第23条 病後児対応型事業実施者は、前条の規定による提出があったときは、当該提出をした保護者と協議の上、受入れの決定を行うものとする。

2 病後児対応型事業実施者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の受入れの決定を拒むことができる。

（1）病後児対応型事業を利用しようとする病後児対象児童が回復期でないと医師が診断したとき。

（2）病後児対応型事業実施施設の定員の上限に既に達し、又は達することが見込まれているとき。

（3）その他病後児対応型事業実施者が病後児対象児童に病後児対応型事業を実施することが困難であると認めるとき。

（病後児対応型事業の費用の納付）

第24条 病後児対応型事業を利用する児童の保護者は、病後児対応型事業実施者がそれぞれ定める料金を当該病後児対応型事業実施者に納付しなければならない。

2 病後児対応型事業実施者は、市長と協議し、前項の料金を定めるものとする。

（病後児対応型事業の月間利用実績報告）

第25条 病後児対応型事業実施者は、1月ごとに、市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良対応型事業月間利用実績報告書（様式第5号）に病後

児対応型事業を利用した児童の保護者が提出した市川市病児対応型兼病後児対応型事業利用申請書（様式第3号）及び市川市病児対応型兼病後児対応型事業情報提供書（様式第4号）を添えて翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（病後児対応型事業における情報提供等）

第26条 病後児対応型事業実施者は、病後児対応型事業の利用の少ない日等において、地域の保育所等への感染症の流行状況、予防策等の情報提供又は巡回支援を実施することができる。

2 前項の規定による情報提供等を実施した病後児対応型事業実施者は、市川市病後児対応型事業情報提供等実績報告書（様式第9号）を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（体調不良児対応型事業の対象児童）

第27条 体調不良児対応型事業の対象となる児童は、体調不良児対応型事業を実施する保育所等及び小規模保育事業所（以下「体調不良児対応型事業実施保育所等」という。）に通所しており、保育中に微熱を出したことその他の理由により体調不良となった乳児又は幼児であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とするもの（以下「体調不良児」という。）とする。

（体調不良児対応型事業の実施施設の基準等）

第28条 体調不良児対応型事業実施保育所等の基準は、保育所等の医務室、余裕スペース等で、衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所であることとする。

2 体調不良児対応型事業実施保育所等に配置する職員の基準は、看護師等を1名以上配置することとし、体調不良児対応型事業実施保育所等が預かる体調不良児の人数は、看護師など1名に対して2名程度とする。

3 体調不良児対応型事業を担当する看護師等は、次に掲げる業務をするものとする。

（1）体調不良児対応型事業実施保育所等における児童全体の健康管理、衛生

管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

(2) 地域の子育て家庭、妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。

(体調不良児対応型事業の実施者)

第29条 第31条及び前条に定めるところにより体調不良児対応型事業を実施しようとする者は、市川市体調不良児対応型事業実施申出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書の添付書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該添付書類を添付する必要がないと市長が認めるときは、この限りではない。

(1) 定款その他体調不良児対応型事業を実施することができる旨が記された書類の写し

(2) 体調不良児対応型事業実施保育所等の平面図の写し

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該提出を行った者に対し、市川市体調不良児対応型事業実施者決定通知書(様式第11号)によりその結果を通知するものとする。

(体調不良児対応型事業の月間利用実績報告)

第30条 体調不良児対応型事業を実施する者(次条において「体調不良児対応型事業実施者」という。)は、1月ごとに、市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良児対応型事業月間利用実績報告書(様式第5号)を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(病児保育事業の年間報告)

第31条 病児保育事業実施者は、病児保育事業が完了したとき、又は病児保育事業を実施した年度が修了したときは、速やかに、市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良児対応型事業年間利用実績報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(医療機関との連携等)

第32条 市長は、市川市医師会に対し、病児保育事業への協力要請を行うとともに、病児保育事業実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整え

るよう指導することとする。

- 2 病児保育事業実施者は、あらかじめ、緊急時に児童を受け入れることができる医療機関を選定し、病児保育事業の運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築することとする。
- 3 病児保育事業実施者は、病児保育事業を実施するに当たっては、対応可能な症例、病児保育事業の実施時間等について、保護者に対して周知し、理解を得ることとする。

(感染の防止等)

第33条 病児保育事業実施者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児に感染しないよう配慮すること。
- (2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- (3) 体調不良児対応型事業を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、体調不良児対応型事業の実施場所と保育室、遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- (4) 児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

(補則)

第34条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前にこの要綱による改正前の市川市病後・病後児保育事業実施要綱の規定により行われた手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前にこの要綱による改正前の市川市病児・病後児保育事業実施要綱の規定により行われた手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

(施行期日等)

1. この要綱の改正後の市川市病児・病後児保育事業実施要綱第3条第1項第3号、第11条2項及び第27条の規定は令和4年11月15日より施行し、令和4年4月1日より適用する。
2. この要綱の改正後の市川市病児・病後児保育事業実施要綱第3条第1項第3条、第11条2項及び第27条を除く改正後の市川市病児・病後児保育事業実施要綱の規定は令和5年4月1日より施行し、令和5年4月1日より適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行日前にこの要綱による改正前の市川市保育事業実施要綱の規定により行われた手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。